

令和 7 年第 4 回定例会議案説明資料

議案第 1 4 9 号	令和 7 年度千葉市一般会計補正予算（第 3 号）中所管	………… P 3
議案第 1 6 1 号	千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例等の一部改正について	………… P 9
議案第 1 6 2 号	千葉市立特別支援学校設置条例の一部改正について	………… P 1 9
議案第 1 6 3 号	千葉市公民館設置管理条例の一部改正について	………… P 2 1
議案第 1 9 2 号	指定管理者の指定について（千葉市生涯学習センター）	………… P 2 3
議案第 1 9 3 号	指定管理者の指定について（千葉市花園公民館ほか 4 6 施設）	………… P 3 1
議案第 1 9 7 号	議決事件の一部変更について（千葉市立稲毛国際中等教育 学校大規模改造工事（その 2）に係る工事請負契約）	………… P 3 9
議案第 1 9 8 号	議決事件の一部変更について（幕張新都心若葉住宅地区 小学校（仮称）新築工事に係る工事請負契約）	………… P 4 1
議案第 1 9 9 号	議決事件の一部変更について（幕張新都心若葉住宅地区 小学校（仮称）新築電気設備工事に係る工事請負契約）	………… P 4 3

3 学校施設の環境整備

(1) 【債務負担行為の設定】

ア 補正理由

学校施設の環境整備に係る実施設計について、施工時期の平準化を図り、入札不調リスクを抑制するため、今年度中に前倒しで契約できるように、債務負担行為を設定する。

イ 補正内容

事業名		限度額	対象校
1	大規模改造 実施設計	31,000 千円	・ 中学校 1 校（幕張西中）
2	外部改修 実施設計	16,000 千円	・ 小学校 2 校（宮野木小、畑小）
合計		47,000 千円	

< 予 定 >

令和 7 年度	学校施設の環境整備事業実施設計契約締結
令和 8 年度	〃 実地設計着手～完了
令和 9 年度	〃 工事契約～完了

【議案第149号】

令和7年度千葉市一般会計補正予算(第3号)中所管
(生涯学習センター施設管理運営)

補正予算書 P7、19

1 補正理由

指定管理者の指定期間が複数年度にわたり、かつ、指定管理者に対しての委託料の支払いが確実に見込まれるため債務負担行為を設定する。

※ 平成22年12月28日付総務省通知「指定管理者制度の運用について」
(抜粋)

「指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。」

2 補正内容

- (1) 期 間 令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)
(2) 限度額 3,005,860千円

3 施設の概要

千葉市生涯学習センター

【議案第149号】

令和7年度千葉市一般会計補正予算(第3号)中所管
(公民館施設管理運営)

補正予算書 P7、19

1 補正理由

指定管理者の指定期間が複数年度にわたり、かつ、指定管理者に対しての委託料の支払いが確実に見込まれるため債務負担行為を設定する。

※ 平成22年12月28日付総務省通知「指定管理者制度の運用について」
(抜粋)

「指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。」

2 補正内容

- (1) 期 間 令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)
(2) 限度額 7,650,247千円

3 施設の概要

千葉市花園公民館ほか46施設

【議案第161号】

千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例等の一部改正について

議案書 P66～72

1 改正の趣旨

本年6月に、教員の処遇改善等を図るための「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布されたことを受け、本市においても、改正内容等を踏まえ、教職調整額を段階的に引き上げるとともに、管理職への本給加算を行うほか、所要の改正を行うため、関係する条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 教職調整額の引き上げ

教育職給料表の適用を受ける非管理職の職員について、給料月額4%を一律支給する「教職調整額」を、令和8年1月から、次のとおり段階的に引き上げる。

令和 8 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	5 %
令和 9 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	6 %
令和 1 0 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	7 %
令和 1 1 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	8 %
令和 1 2 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	9 %
令和 1 3 年 1 月 1 日から	1 0 %

なお、指導改善研修の認定を受けている者については、教職調整額は支給しないものとする。ただし、経過措置として、施行日に同認定を受けていた者が、研修を終了するまでの間については、引き続き、教職調整額（給料月額の4%）を支給するものとする。

(2) 管理職への本給加算

教職調整額の対象とならない校長、副校長及び教頭の処遇改善を図るため、令和8年1月から、次のとおり、段階的に加算する。

	校長	副校長・教頭
令和 8 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	4,000円	11,500円
令和 9 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	8,100円	15,600円
令和 1 0 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	12,100円	19,600円
令和 1 1 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	16,100円	23,600円
令和 1 2 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	20,200円	27,700円
令和 1 3 年 1 月 1 日から	24,200円	31,700円

※副校長・教頭には現行で既に加算されている7,500円を含む。

(3) 義務教育等教員特別手当の改定

給料月額平均 1.5% から平均 1.0% に見直すとともに、学級担任（小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）には、業務の困難性を考慮して当該手当の月額に 3,000 円を加算するため、条例で定める上限額を 8,000 円から 8,600 円に引き上げる。

(4) 特殊勤務手当の改定

義務教育等教員特別手当について、学級担任への加算の新設をするため、これに伴う措置として、多学年学級担当手当を廃止する。

また、非常災害時等の緊急業務に従事した場合のうち、

- ・児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
- ・児童又は生徒に対する緊急の補導業務

については、当該業務の特殊性、困難性を考慮して、支給日額を現行の 7,500 円から 8,000 円に引き上げる。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

新旧対照表（①千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正について）

改正前	改正後										
（教育職員の教職調整額の支給等） 第3条 教育職員（管理職手当を受ける者 を除く。以下この条及び第5条において同じ。）のうちその属する職務の級が千葉市職員の給与に関する条例（昭和26年千葉市条例第36号。以下「給与条例」という。）別表第2の教育職給料表の1級、2級又は3級である者には、その者の給料月額の下10分の4に相当する額の教職調整額を支給する。 2・3 [略] 附 則 <u>2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における教育職員に関する第4条第1号の規定の適用については、同号中「及び第20条の7」とあるのは、「、第20条の7及び附則第3項から第5項まで」とする。</u> 3 給与条例附則第17項（<u>同条例</u> 附則第18項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受ける職員の教職調整額については、第3条第1項の規定にかかわらず、<u>当分の間</u>、給与条例附則第17項	（教育職員の教職調整額の支給等） 第3条 教育職員（管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。）を除く。以下この条及び第5条において同じ。）のうちその属する職務の級が千葉市職員の給与に関する条例（昭和26年千葉市条例第36号。以下「給与条例」という。）別表第2の教育職給料表の1級、2級又は3級である者には、その者の給料月額の下10分の10に相当する額の教職調整額を支給する。 2・3 [略] 附 則 <u>2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table border="1"> <tr> <td>令和8年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の5</td></tr> <tr> <td>令和9年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の6</td></tr> <tr> <td>令和10年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の7</td></tr> <tr> <td>令和11年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の8</td></tr> <tr> <td>令和12年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の9</td></tr> </table> 3 給与条例附則第17項（<u>給与条例</u> 附則第18項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受ける職員の教職調整額については、第3条第1項の規定にかかわらず、給与条例附則第17項	令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5	令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6	令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7	令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8	令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5										
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6										
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7										
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8										
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9										

の規定により算出された額の<u>１００分の４</u>に相当する額を支給する。 ４ 給与条例附則第２１項から第２４項までの規定による給料を支給される職員の教職調整額については、第３条第１項及び前項の規定にかかわらず、<u>当分の間</u>、給与条例附則第１７項の規定により算出された額と給与条例附則第２１項から第２４項までの規定による給料の額との合計額の<u>１００分の４</u>に相当する額を支給する。 [新設]	の規定により算出された額の<u>１００分の１０</u>に相当する額を支給する。 ４ 給与条例附則第２１項から第２４項までの規定による給料を支給される職員の教職調整額については、第３条第１項及び前項の規定にかかわらず、給与条例附則第１７項の規定により算出された額と給与条例附則第２１項から第２４項までの規定による給料の額との合計額の<u>１００分の１０</u>に相当する額を支給する。 <u>５ 附則第２項の表の左欄に掲げる期間における附則第３項及び前項の規定の適用については、附則第３項及び前項中「１００分の１０」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>
---	---

新旧対照表（②千葉市職員の給与に関する条例の一部改正について）

改正前	改正後															
（義務教育等教員特別手当） 第 2 0 条の 5 〔略〕 2 義務教育等教員特別手当の月額、 <u>8, 0 0 0 円</u>を超えない範囲内で、職務 の級及び号給（定年前再任用短時間勤 務職員にあっては、職務の級）の別に応 じて 、規則で定める。 3 ～ 5 〔略〕 附 則 〔新設〕 〔新設〕	（義務教育等教員特別手当） 第 2 0 条の 5 〔略〕 2 義務教育等教員特別手当の月額、 <u>8, 6 0 0 円</u>を超えない範囲内で、職務 の級及び号給（定年前再任用短時間勤 務職員にあっては、職務の級）の別に応 じて、<u>校務類型（規則で定める校務の 種類をいう。）に係る業務の困難性そ の他の事情を考慮して</u>、規則で定める。 3 ～ 5 〔略〕 附 則 <u>（教育職の給料の額の特例措置）</u> <u>28 令和 8 年 1 月 1 日から令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日までの間における別表第 2 備考第 2 項の規定の適用については、 附則別表第 3 の左欄に掲げる期間の区 分に応じ、同項中「3 1, 7 0 0 円」と あるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる 字句と、「2 4, 2 0 0 円」とあるのは それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。</u> <u>附則別表第 3</u> <table><tr><td>令和 8 年 1 月 1 日 から 同 年 1 2 月 3 1 日まで</td><td>1 1, 5 0 0 円</td><td>4 , 0 0 0 円</td></tr><tr><td>令和 9 年 1 月 1 日 から 同 年 1 2 月 3 1 日まで</td><td>1 5, 6 0 0 円</td><td>8 , 1 0 0 円</td></tr><tr><td>令和 1 0 年 1 月 1 日から 同 年 1 2 月 3 1 日まで</td><td>1 9, 6 0 0 円</td><td>1 2, 1 0 0 円</td></tr><tr><td>令和 1 1 年 1 月 1 日から 同 年 1 2 月 3 1 日まで</td><td>2 3, 6 0 0 円</td><td>1 6, 1 0 0 円</td></tr><tr><td>令和 1 2 年 1 月 1 日から 同 年 1 2 月 3 1 日まで</td><td>2 7, 7 0 0 円</td><td>2 0, 2 0 0 円</td></tr></table>	令和 8 年 1 月 1 日 から 同 年 1 2 月 3 1 日まで	1 1, 5 0 0 円	4 , 0 0 0 円	令和 9 年 1 月 1 日 から 同 年 1 2 月 3 1 日まで	1 5, 6 0 0 円	8 , 1 0 0 円	令和 1 0 年 1 月 1 日から 同 年 1 2 月 3 1 日まで	1 9, 6 0 0 円	1 2, 1 0 0 円	令和 1 1 年 1 月 1 日から 同 年 1 2 月 3 1 日まで	2 3, 6 0 0 円	1 6, 1 0 0 円	令和 1 2 年 1 月 1 日から 同 年 1 2 月 3 1 日まで	2 7, 7 0 0 円	2 0, 2 0 0 円
令和 8 年 1 月 1 日 から 同 年 1 2 月 3 1 日まで	1 1, 5 0 0 円	4 , 0 0 0 円														
令和 9 年 1 月 1 日 から 同 年 1 2 月 3 1 日まで	1 5, 6 0 0 円	8 , 1 0 0 円														
令和 1 0 年 1 月 1 日から 同 年 1 2 月 3 1 日まで	1 9, 6 0 0 円	1 2, 1 0 0 円														
令和 1 1 年 1 月 1 日から 同 年 1 2 月 3 1 日まで	2 3, 6 0 0 円	1 6, 1 0 0 円														
令和 1 2 年 1 月 1 日から 同 年 1 2 月 3 1 日まで	2 7, 7 0 0 円	2 0, 2 0 0 円														

別表第 2 表〔略〕 備考 1 〔略〕 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 4 級である職員の給料月額は、この表の額に <u>7, 500 円</u> を加算した額とする。	別表第 2 表〔略〕 備考 1 〔略〕 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 4 級である職員の給料月額は この表の額に <u>31, 700 円を、その職務の級が 5 級である職員の給料月額は この表の額に 24, 200 円</u> を加算した額とする。
---	--

新旧対照表（③千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について）

改正前	改正後
（特殊勤務手当の区分） 第2条 特殊勤務手当は、次のとおり区分する。 （1）～（19）[略] （20）多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当 （21）～（29）[略] （教員特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当） 第10条 教員特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当は、千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年千葉市条例第73号）第3条第1項の規定により、教職調整額の支給を受ける者（第11条の2において「教育職員」という。）が、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると千葉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める程度におよぶときに支給する。 （1）～（4）[略] （多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当） 第11条の2 多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当は、小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員のうち、規則で定める者が、当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。 第11条の3 [略] （災害時における外勤作業に従事する職員の特殊勤務手当） 第18条 災害時における外勤作業に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された災害その他市長がこれに準ずると認める災害をいう。次条及び別表第2（28）の項において同じ。）が発生した際に屋外（本市の	（特殊勤務手当の区分） 第2条 特殊勤務手当は、次のとおり区分する。 （1）～（19）[略] [削る] （20）～（28）[略] （教員特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当） 第10条 教員特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当は、千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年千葉市条例第73号）第3条第1項の規定により、教職調整額の支給を受ける者 が、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると千葉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める程度に及ぶときに支給する。 （1）～（4）[略] [削る] 第11条の2 [略] （災害時における外勤作業に従事する職員の特殊勤務手当） 第18条 災害時における外勤作業に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された災害その他市長がこれに準ずると認める災害をいう。次条及び別表第2（27）の項において同じ。）が発生した際に屋外（本市の

区域内に限る。)で行う作業で規則で定めるものに従事したときに支給する。

(特殊勤務手当の額)

第19条 [略]

2 [略]

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員（**別表第2（21）の項**において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の月額の特殊勤務手当（第3条から前条までに規定する特殊勤務手当のうち、その額が別表第2の規定により月額で定められている特殊勤務手当をいう。）の額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた特殊勤務手当の額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表第2

区分	支給対象 細別	支給額
[略]		
(18) 教員 特殊業務に従事する 職員の特殊勤務手当	[略]	
	第10条 第1号イ 及びウの 業務	日額 <u>7,500円</u>
	[略]	
[略]	[略]	[略]
(20) 多学年学級を担任する職員の特殊勤務手当	多学年学級の担当業務	日額 <u>290円</u>
(21) ~ (29) [略]		

備考 [略]

区域内に限る。)で行う作業で規則で定めるものに従事したときに支給する。

(特殊勤務手当の額)

第19条 [略]

2 [略]

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員（**別表第2（20）の項**において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の月額の特殊勤務手当（第3条から前条までに規定する特殊勤務手当のうち、その額が別表第2の規定により月額で定められている特殊勤務手当をいう。）の額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた特殊勤務手当の額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表第2

区分	支給対象 細別	支給額
[略]		
(18) 教員 特殊業務に従事する 職員の特殊勤務手当	[略]	
	第10条 第1号イ 及びウの 業務	日額 <u>8,000円</u>
	[略]	
[略] [削る]	[略] [削る]	[略] [削る]
(20) ~ (28) [略]		

備考 [略]

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和 2 4 年法律第 1 号）第 2 5 条第 1 項の規定による認定を受けた者であって、施行日の前日までに同条第 4 項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例第 3 条第 1 項の規定による教職調整額並びに千葉市職員の給与に関する条例の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、第 1 条の規定による改正後の千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年千葉市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（特殊勤務手当） 第 1 2 条 会計年度任用職員の特殊勤務手当は、常勤職員の例（千葉市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和 3 7 年千葉市条例第 2 4 号）第 2 条第 2 1 号の特殊勤務手当は、その属する職務の級が給与条例別表第 2 の給料表の 1 級である職員（特定任期付職員を除く。）の例）により支給する。	（特殊勤務手当） 第 1 2 条 会計年度任用職員の特殊勤務手当は、常勤職員の例（千葉市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和 3 7 年千葉市条例第 2 4 号）第 2 条第 2 0 号の特殊勤務手当は、その属する職務の級が給与条例別表第 2 の給料表の 1 級である職員（特定任期付職員を除く。）の例）により支給する。

【議案第162号】

千葉市立特別支援学校設置条例の一部改正について

議案書 P73

1 改正の趣旨

平成19年の学校教育法等の一部改正において、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改めることとされた。本市では、改正前から市立特別支援学校3校のうち2校が「養護学校」の校名を使用しており、「ようご」「によろ」の愛称で親しまれてきたため、校名変更については、長年検討してきた経緯がある。

児童生徒、保護者などから校名変更を求める声が上がっていることや、他自治体の状況から、千葉市立特別支援学校設置条例の一部を改正しようとするものである。

2 改正の概要

改正前	改正後
千葉市立養護学校	千葉市立特別支援学校
千葉市立第二養護学校	千葉市立第二特別支援学校

3 施行期日

令和8年4月1日

新旧対照表(千葉市立特別支援学校設置条例の一部改正について)

改正前		改正後	
(名称等) 第2条 市立特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称等) 第2条 市立特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
<u>千葉市立養護学校</u>	<u>千葉市若葉区大宮町1, 066番地の1</u>	<u>千葉市立特別支援学校</u>	<u>千葉市若葉区大宮町1066番地1</u>
<u>千葉市立第二養護学校</u>	[略]	<u>千葉市立第二特別支援学校</u>	[略]
[略]		[略]	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【議案第163号】

千葉市公民館設置管理条例の一部改正について

議案書 P74

1 改正の趣旨

千葉市轟公民館の空調改修工事を実施するにあたり、6か月以上の休止を伴うことから条例改正を行うもの。

2 改正の概要

千葉市轟公民館について、当分の間休止することを追加する。

3 施行期日

令和8年2月1日

新旧対照表(千葉市公民館設置管理条例の一部改正について)

改正前	改正後
附 則 [新設]	附 則 <u>3 当分の間、別表第 1 に規定する千葉市</u> <u>轟公民館は、休止する。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

【議案第192号】

指定管理者の指定について(千葉市生涯学習センター)

議案書 P116

1 施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 千葉市生涯学習センター
- (2) 所在地 千葉市中央区弁天3丁目7番7号

2 指定管理者の名称等

- (1) 名 称 公益財団法人千葉市教育振興財団
- (2) 所在地 千葉市中央区弁天3丁目7番7号
- (3) 代表者 理事長 深山 秀文

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

4 選定経過

令和7年 7月25日 第1回教育委員会指定管理者選定評価委員会開催
令和7年 8月 1日 選定要項・管理運営の基準等を交付
令和7年 8月 1日～9月 1日 申請書受付期間
令和7年10月10日 第2回教育委員会指定管理者選定評価委員会開催
令和7年11月 5日 指定管理予定候補者の決定、選定結果通知
令和7年11月 6日 指定管理予定候補者と仮協定締結

5 選定方法(非公募)及び選定の理由

(1) 非公募とした理由

本施設が提供する講座は一部を除き無料であり収益性が見込めないため。
また、「地域の課題に自ら取り組むことができる人材の育成」を目的とし、高度の専門性及びボランティアや各種団体等との豊富なネットワークが必要であるため。
加えて、生涯学習活動の中核施設である本施設と、地域拠点施設である公民館を同一団体が管理することで更に充実した学習機会・環境の提供が期待できるため。

(2) 選定理由

「教育委員会指定管理者選定評価委員会」において、申請内容を「千葉市生涯学習センター管理運営の基準」で示している、施設維持管理業務、生涯学習事業に関する業務、施設運営業務、自主事業等、指定管理者が行う業務内容及び水準に照らし審査した結果、公益財団法人千葉市教育振興財団は、千葉市生涯学習センターの管理を適切かつ確実に行うことができるものと認められたため。

6 指定管理者選定評価委員会の答申の概要・審査結果

(1) 指定管理予定候補者とすべき者

公益財団法人千葉市教育振興財団

(2) 指定管理予定候補者の選定理由

申請内容を管理運営の基準等に照らし審査した結果、公益財団法人千葉市教育振興財団は、千葉市生涯学習センターの管理を適切かつ確実に行うことができるものと認められる。

7 教育委員会指定管理者選定評価委員会委員構成

氏 名	役 職	備 考
伊原 浩昭	淑徳大学総合福祉学部教育福祉学科教授	副会長
中野 智輔	弁護士	
鍋嶋 洋子	認定特定非営利活動法人 ちば市民活動・市民事業サポートクラブ事務局長	
樋口 咲子	千葉大学教育学部教授	会長
福澤 恵二	公認会計士	

8 指定管理者の概要

(1) 設立時期 平成7年4月

(2) 基本財産 2億1,500万円

(3) 従業員数 394人

(4) 主な事業内容

ア 市民の学習ニーズに対応した講座の開催等生涯学習の振興を図るための事業

イ 美術展覧会の開催等市民文化の発展に寄与する事業

ウ 埋蔵文化財の保護及び普及啓発等郷土意識の醸成を図るための事業

(5) 当該施設の管理実績

別紙1のとおり

(6) 指定管理者総合評価シート

別紙2のとおり

(7) 主な施設管理の実績

ア 千葉市生涯学習センター

イ 千葉市美術館

ウ 千葉市民ギャラリー・いなげ

エ 千葉市公民館

公益財団法人千葉市教育振興財団による千葉市生涯学習センターの管理実績(令和3年度～令和6年度)

年度	施設 利用者数	利用者からの 要望・意見	改善点等	指定管理者による 自己評価	市による評価
R3	138,728人	①諸室内の温度が暑い ②工芸研修室の椅子が高い	①個別に扇風機などを貸出 ②他室の椅子を提供	ZoomやYouTube等を活用したオンライン講座を拡大、ボランティアと高齢者施設をオンラインで結んでの同時配信講座を実施するなど、コロナ禍でも、継続的な生涯学習事業及び市民のボランティア活動を支援した。	【評価】C 【所見】 コロナ禍で、管理運営の基準に示す必須業務の一部中止や、施設利用者数の減少が発生したが、感染防止対策を徹底しつつ、経営努力により可能な限り運営できたと認められる。
R4	180,852人	①利用する諸室が暑い、寒い ②職員の対応が丁寧だった	①全館空調システムのため、個別に扇風機やヒーターを貸出 ②より一層、接遇対応の向上に努めた	コロナ禍による行動制限が緩和されたことにより、入館者数や施設利用件数等が大幅に増加した。公民館との連携事業(オンライン配信の支援)を新規に実施したほか、「ボランティアセンター登録者紹介講座」では延受講者数の記録的な増加(前年度比5,315人増)を達成するなど、生涯学習支援の分野で大きな成果をあげることができた。	【評価】C 【所見】 ボランティアコーディネイト件数が439件と成果指標285件を大幅に上回った。また、新たに夜間直前割引を開始し、市民サービスの向上に努めたこと、施設の安全性の向上や利用者の意見などに適切に対応したことを評価する。
R5	219,484人	①夜間利用する際、駐車場入口が暗く感じる	①駐車場入口の電灯を追加で設置	新型コロナの5類移行により、講座・イベントを計画どおり実施することができた。今後も利用者の意見を積極的に取り入れながら施設の管理運営に努めていきたい。	【評価】B 【所見】 民間事業者等と協力し、生涯学習センターの利用促進を図る講座を実施するとともに、市内大学等の公開講座を開催したほか、公民館と連携したオンライン講座を新たに実施するなど、市民の生涯学習活動を促進するための学習機会を提供した。
R6	242,125人	①ミーティングルーム内の白板周辺が暗いので、改善をしてほしい。	①令和7年4月に部屋全体を明るくするため照明の交換修繕を実施	延受講者数について、現代的課題学習等の講座・イベントの充実に加え、ホールを会場とした講座・イベント等を実施することで目標達成に努めていきたい。 施設稼働率についても諸室の夜間区分や食文化研修室などの一部の施設では依然として稼働率が低いため、主催事業の実施や広報活動の強化など目標達成に向けての方策を実行し、稼働率の改善につなげていきたい。	【評価】C 【所見】 成果指標のボランティアコーディネイト件数(数値目標:285件)が、418件で成果指標を大きく上回ったこと、稼働率の低い夜間を対象とした直前割引を引き続き行うなど市民サービスの向上に努めたこと、公民館と連携したオンライン講座を新たに実施するなど、市民の生涯学習活動を促進するための学習機会を提供したことを評価する。

指定管理者総合評価シート

(評価対象期間 令和3年4月1日～ 令和7年3月31日)

1 基本情報

施設名称	千葉市生涯学習センター
条例上の設置目的	千葉市生涯学習センター設置管理条例（平成12年千葉市条例66号） 第1条 本市は、市民の生涯学習及び交流の場を提供するとともに、生涯学習活動を総合的に支援し、本市における生涯学習の振興を図るための中核的施設として、千葉市生涯学習センターを設置する。
ビジョン （施設の目的・目指すべき方向性）	生涯学習センターは、本市の生涯学習ネットワークの拠点となる中核的施設として、市民の主体的で創造的な学習活動を支援する上で、関係機関との連携を強化するとともに、調査研究機能や学習プログラムの充実、学習情報の提供及び相談体制の整備や充実など、生涯学習を総合的に推進していく事業を展開することが期待されている。
ミッション （施設の社会的使命や役割）	（1）資料・情報の提供を総合的に行い、多様なニーズに対応する。 （2）様々な学習相談に応じ、学習活動の活性化を図る。 （3）調査・研究に対する多角的な支援を行い、高度で専門的なニーズに対応する。 （4）生涯学習活動のための調査及び研究・開発を行う。 （5）自主的・自発的な学習活動を支援する。 （6）他の機関・施設等と連携・協力して生涯学習を推進する。
制度導入により見込まれる効果	市民の主体的で創造的な学習活動を支援する上で、関係機関との連携を強化するとともに、調査研究機能や学習プログラムの充実、学習情報の提供及び相談体制の整備や充実など、生涯学習を総合的に推進していく効果を見込んでいる。
指定管理者名	公益財団法人 千葉市教育振興財団
構成団体 （共同事業体の場合）	
指定期間	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日（5年）
所管課	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課

2 成果指標等の推移

(1) 市民生活や地域社会の課題を「学ぶ」機会を提供する（成果指標1）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計
実績値	14,442人	29,043人	34,762人	33,998人	112,245人
延べ受講者数	36,000人	36,000人	36,000人	36,000人	144,000人
達成率	40.1 %	80.7 %	96.6 %	94.4 %	77.9 %

(2) 学習成果が「生きる」地域づくりを進める（成果指標2）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計
実績値	341件	439件	367件	418件	1,565件
ボランティアコーディネート件数	285件	285件	285件	285件	1,140件
達成率	119.6 %	154.0 %	128.8 %	146.7 %	137.3 %

(3) 学びを「支える」環境づくりを進める（成果指標3）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	平均
実績値	47.7 %	55.3 %	57.2 %	57.4 %	54.4 %
施設利用率	62.0 %	62.0 %	62.0 %	62.0 %	62.0 %
達成率	76.9 %	89.2 %	92.3 %	92.6 %	87.7 %

(4) 成果指標以外の利用状況を示す指標

指 標	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計
施設利用者数	138,728人	180,852人	219,484人	242,125人	781,189人

※ 数値目標は選定時に設定した数値であり、市設定の数値を上回る目標を指定管理者が設定している場合、市設定の数値は括弧書きで表している。

3 収支状況の推移

(単位：千円)

				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計	
必須業務	収入	指定管理料	実績	561, 001	563, 713	568, 319	569, 051	2, 262, 084	
			計画	561, 001	563, 713	568, 319	569, 051	2, 262, 084	
		利用料金	実績	30, 032	35, 237	38, 457	39, 326	143, 052	
			計画	40, 000	40, 200	40, 400	40, 600	161, 200	
		その他	実績	701	1, 387	1, 261	1, 310	4, 659	
			計画	1, 716	1, 724	1, 729	1, 716	6, 885	
		合 計	実績	591, 734	600, 337	608, 037	609, 687	2, 409, 795	
			計画	602, 717	605, 637	610, 448	611, 367	2, 430, 169	
		支 出	実績	611, 417	625, 356	610, 391	627, 127	2, 474, 291	
			計画	617, 710	619, 367	610, 448	619, 462	2, 466, 987	
		収 支		実績	△ 19, 683	△ 25, 019	△ 2, 354	△ 17, 440	△ 64, 496
		自主事業	収 入	実績	403	415	807	1, 054	2, 679
計画	1, 905			1, 905	2, 903	2, 503	9, 216		
支 出	実績		2, 641	3, 340	3, 528	3, 462	12, 971		
	計画		4, 503	4, 854	4, 354	4, 208	17, 919		
収 支			実績	△ 2, 238	△ 2, 925	△ 2, 721	△ 2, 408	△ 10, 292	
総収入			実績	592, 137	600, 752	608, 844	610, 741	2, 412, 474	
総支出			実績	614, 058	628, 696	613, 919	630, 589	2, 487, 262	
総収支			実績	△ 21, 921	△ 27, 944	△ 5, 075	△ 19, 848	△ 74, 788	
利益の還元額			実績						
利益還元の内容									

4 管理運営状況の総合評価

評価項目	評価	評価の具体的内容・理由
1 成果指標の目標達成	C	【延べ受講者数】 ・応募倍率によりニーズを把握し、満足度アンケートにて講座運営の工夫改善に努めた。 【ボランティアコーディネーター件数】 ・ボランティア先生紹介ミニ講座などの実施や情報誌ボランティアタイムを発行しボランティアセンターの普及に努めた。 【施設利用率】 ・施設の利用環境の改善や料金改定を行い、利用者が利用しやすい施設環境の整備に努めた。
2 市の施設管理経費縮減への寄与	C	・利用者へのサービス向上に努めながらも、本市で設定した基準額を下回った。
3 市民の平等利用の確保・施設の適正管理	C	・モニタリングについて、業務の一部で第三者評価を実施し、専門的・客観的な評価を受け、事業の改善に活かした。 ・利用者・受講者アンケート、利用者懇談会の開催などにより、利用者意見の収集を図り、迅速かつ丁寧に対応した。
4 施設管理能力		
（１）人的組織体制の充実	C	・組織体制は、提案書どおりに配置されていた。 ・有資格者や専門性を有する人材が提案書どおり配置されていた。 ・各種の研修の実施により、職員の能力向上に努めた。
（２）施設の維持管理業務	C	・定期保守点検業務着実にを行い、快適な利用環境を提供するとともに、事故の防止に努めた。
5 施設の効用の発揮		
（１）幅広い施設利用の確保	B	・休館日は、条例では毎週月曜日と規定されているが、毎月第4月曜日のみを休館として、利便性を高めている。 ・Facebook等のSNSの更新頻度を高め、施設の周知や事業PRに努め利用促進を図っている。 ・スマホやタブレットなど端末機器の利用環境に合わせて、ホームページのデザインやレイアウトを変更するなど、幅広い年代層の施設利用の確保に努めている。
（２）利用者サービスの充実	B	・無線LANによるパソコンへのインターネット接続環境を整え、利用者の利便性を向上させている。 ・管理運営の基準では、利用者を対象としたアンケート等の実施を求めているが、それに加え、事業の第三者評価を実施し、事業運営への反映を行っている。
（３）施設における事業の実施	B	・現代的課題学習としては、オリパラに向けた講座・講演会を開催し、機運醸成に努めた。 ・メディア学習事業では、新規事業としてプログラミング講座を開設した。 ・ちば生涯学習ボランティアセンター登録者のスキルの向上及び活動内容を広く周知を図るための「ボランティア先生紹介ミニ講座」を実施した（年10回以上）。 ・全講座を通じ、応募倍率平均は常に100%を上回った。受講者満足度も95%を上回り、利用者のニーズに伴い内容伴った企画を実施した。
6 その他 （市内業者の育成、市内雇用の配慮、障害者雇用の確保、施設職員の雇用の安定化への配慮）	C	・専門的な知識が必要な場合を除き、市内業者を優先している。 ・職員の市内雇用率は60%～70%である。

総合評価	C
------	---

【評価の内容】

- A：事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待を大きく上回る、特に優れた管理運営が行われていた。
 B：事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待を上回る、優れた管理運営が行われていた。
 C：概ね事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待どおりに管理運営が行われていた。
 D：事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待に満たない管理運営が行われていた。
 E：事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待に、大きく満たない管理運営が行われていた。

5 総合評価を踏まえた検討

(1) 指定管理者制度導入効果の検証

	当初の見込みを上回る効果が達成できた。
○	当初見込んでいた効果が概ね達成できた。
	当初見込んでいた効果は達成できなかった。

(上記判断の理由や具体的内容・達成できなかった場合の原因)

概ね市が指定管理者に求める水準等に則した、良好な管理運営が行われていた。 ①生涯学習事業 延べ受講者数(成果指標：36,000人)は、新型コロナウイルスの影響による令和3年度(14,442人)、4年度(29,043人)を除けば、成果指標を概ね達成する成果を残した。具体的には、現代的課題学習に関する講座を拡充したり、新たにパソコン講座でプログラミング講座を開設するなど、市民の幅広い学習ニーズに対応した講座を実施した。 また、ボランティアコーディネート件数(成果指標：285件)は、期間を通して成果指標を超える結果を残し、ちば生涯学習ボランティアセンター運営の充実を図った。 ②施設管理業務 施設利用率(成果指標：62%)は、期間を通して成果指標を超えることができなかった。これは、食文化研修室などの一部の施設の稼働率が低いことが一因と考えられる。 ③維持管理業務 当該期間中、建築物・建築設備等の保守点検や修繕について、計画的に着実に実施するとともに突発的な修繕にも適切に対応した。 ④自主事業 民間事業者等と協力し、生涯学習センターの利用促進を図る講座を実施するとともに、市内大学等の公開講座を開催し、市民の生涯学習活動を促進するための学習機会を提供した。	
--	--

(2) 指定管理者制度運用における課題・問題点

特になし

(3) 指定管理者制度継続の検討

○	指定管理者制度を継続する。
	施設管理手法の見直しを検討する。
	既に施設管理手法の見直しを決定している。

(4) 千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会の意見

市による評価は概ね妥当であると認める。
また、指定管理者の財務状況については、施設の運営に直ちに支障をきたすような特段の問題は見られないことから、概ね安定して事業を実施できるものと考えられる。
その他、次の事項を本委員会の意見とする。

ア 施設稼働率の向上に向けて様々な工夫を実施している点は評価できる。今後も引き続き昨今の多様化するニーズの把握に努めていただくとともに、稼働率向上に尽力していただきたい。

イ 「延べ受講者数」「ボランティアコーディネーター数」「施設稼働率」の3つの評価項目においてすべて達成率が90%を超えている点は高く評価できる。特にボランティアコーディネーターについてはアフタースクール事業はじめニーズが高いと考えられることから、今後ボランティアコーディネーターのさらなる活用を図っていただきたい。

ウ 食文化研修室の稼働率の低さが課題であるため、食文化交流会等のイベントを積極的に実施し、新規利用者の掘り起こしを図っていただきたい。

【議案第193号】

指定管理者の指定について(千葉市花園公民館ほか46施設)

議案書 P117~119

1 施設の名称及び所在地

名称	所在地
千葉市花園公民館	千葉市花見川区花園3丁目12番8号
千葉市幕張公民館	千葉市花見川区幕張町4丁目602番地
千葉市犢橋公民館	千葉市花見川区犢橋町162番地1
千葉市黒砂公民館	千葉市稲毛区黒砂2丁目4番18号
千葉市検見川公民館	千葉市花見川区検見川町3丁目322番地25
千葉市松ヶ丘公民館	千葉市中央区松ヶ丘町257番地2
千葉市轟公民館	千葉市稲毛区轟町1丁目12番3号
千葉市小中台公民館	千葉市稲毛区小仲台5丁目7番1号
千葉市更科公民館	千葉市若葉区更科町2254番地1
千葉市稲毛公民館	千葉市稲毛区稲毛1丁目10番17号
千葉市生浜公民館	千葉市中央区生実町67番地1
千葉市誉田公民館	千葉市緑区誉田町1丁目789番地49
千葉市新宿公民館	千葉市中央区新宿2丁目16番14号
千葉市椎名公民館	千葉市緑区富岡町290番地1
千葉市土気公民館	千葉市緑区土気町1631番地7
千葉市宮崎公民館	千葉市中央区宮崎2丁目5番22号
千葉市葛城公民館	千葉市中央区葛城2丁目9番2号
千葉市千城台公民館	千葉市若葉区千城台西2丁目1番1号
千葉市末広公民館	千葉市中央区末広3丁目2番2号
千葉市白井公民館	千葉市若葉区野呂町622番地10
千葉市椿森公民館	千葉市中央区椿森6丁目1番11号
千葉市川戸公民館	千葉市中央区川戸町403番地1
千葉市花見川公民館	千葉市花見川区柏井町1590番地8
千葉市加曽利公民館	千葉市若葉区加曽利町892番地6
千葉市星久喜公民館	千葉市中央区星久喜町615番地7
千葉市大宮公民館	千葉市若葉区大宮町3221番地2
千葉市千草台公民館	千葉市稲毛区天台3丁目16番5号
千葉市さつきが丘公民館	千葉市花見川区さつきが丘1丁目32番地4
千葉市こてはし台公民館	千葉市花見川区こてはし台5丁目9番7号
千葉市草野公民館	千葉市稲毛区園生町384番地93
千葉市幕張西公民館	千葉市美浜区幕張西2丁目6番2号
千葉市みつわ台公民館	千葉市若葉区みつわ台3丁目12番17号
千葉市長作公民館	千葉市花見川区長作町1722番地1
千葉市若松公民館	千葉市若葉区若松町2117番地2
千葉市磯辺公民館	千葉市美浜区磯辺1丁目48番1号
千葉市山王公民館	千葉市稲毛区六方町55番地29

名称	所在地
千葉市都賀公民館	千葉市稲毛区作草部2丁目8番53号
千葉市緑が丘公民館	千葉市稲毛区宮野木町1807番地3
千葉市稲浜公民館	千葉市美浜区稲毛海岸3丁目4番1号
千葉市幸町公民館	千葉市美浜区幸町2丁目12番14号
千葉市朝日ヶ丘公民館	千葉市花見川区朝日ヶ丘1丁目1番30号
千葉市高浜公民館	千葉市美浜区高浜1丁目8番3号
千葉市越智公民館	千葉市緑区越智町822番地7
千葉市幕張本郷公民館	千葉市花見川区幕張本郷2丁目19番33号
千葉市桜木公民館	千葉市若葉区桜木3丁目17番29号
千葉市打瀬公民館	千葉市美浜区打瀬2丁目13番地
千葉市おゆみ野公民館	千葉市緑区おゆみ野中央2丁目7番地6

※ 上記施設を一括して管理する。

2 指定管理者の名称等

- (1) 名 称 公益財団法人千葉市教育振興財団
- (2) 所在地 千葉市中央区弁天3丁目7番7号
- (3) 代表者 理事長 深山 秀文

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 選定経過

令和7年 7月25日 第1回教育委員会指定管理者選定評価委員会開催
 令和7年 8月 1日 選定要項・管理運営の基準等を交付
 令和7年 8月 1日～9月 1日 申請書受付期間
 令和7年10月10日 第2回教育委員会指定管理者選定評価委員会開催
 令和7年11月 5日 指定管理予定候補者の決定、選定結果通知
 令和7年11月 6日 指定管理予定候補者と仮協定締結

5 選定方法（非公募）及び選定の理由

(1) 非公募とした理由

本施設の管理運営にあたっては、公平性、安定性等が強く求められるとともに、講座の実施にあたっては、教育の専門性を有し、市民に多様で専門的な内容を実施する必要があるため。

(2) 選定理由

「教育委員会指定管理者選定評価委員会」において、申請内容を「千葉市公民館管理運営の基準」で示している、施設維持管理業務、社会教育事業に関する業務、施設運営業務、自主事業等、指定管理者が行う業務内容及び水準に照らし審査した結果、公益財団法人千葉市教育振興財団は、千葉市公民館の管理を適切かつ確実に行うことができるものと認められたため。

6 指定管理者選定評価委員会の答申の概要・審査結果

(1) 指定管理予定候補者とすべき者

公益財団法人千葉市教育振興財団

(2) 指定管理予定候補者の選定理由

申請内容を管理運営の基準等に照らし審査した結果、公益財団法人千葉市教育振興財団は、千葉市公民館の管理を適切かつ確実に行うことができるものと認められる。

7 教育委員会指定管理者選定評価委員会委員構成

氏 名	役 職	備 考
伊原 浩昭	淑徳大学総合福祉学部教育福祉学科教授	副会長
中野 智輔	弁護士	
鍋嶋 洋子	認定特定非営利活動法人 ちば市民活動・市民事業サポートクラブ事務局長	
樋口 咲子	千葉大学教育学部教授	会長
福澤 恵二	公認会計士	

8 指定管理者の概要

(1) 設立時期 平成7年4月

(2) 基本財産 2億1,500万円

(3) 従業員数 394人

(4) 主な事業内容

ア 市民の学習ニーズに対応した講座の開催等生涯学習の振興を図るための事業

イ 美術展覧会の開催等市民文化の発展に寄与する事業

ウ 埋蔵文化財の保護及び普及啓発等郷土意識の醸成を図るための事業

(5) 当該施設の管理実績

別紙3のとおり

(6) 指定管理者総合評価シート

別紙4のとおり

(7) 主な施設管理の実績

ア 千葉市生涯学習センター

イ 千葉市美術館

ウ 千葉市民ギャラリー・いなげ

エ 千葉市公民館

公益財団法人千葉市教育振興財団による千葉市公民館の管理実績(令和5年度～令和6年度)

年度	施設 利用者数	利用者からの 要望・意見	改善点等	指定管理者による 自己評価	市による評価
R5	817,882人	①施設の修繕要望 ②備品の買い替え要望	①修繕の実施 ②備品の買い替え ③公民館情報誌リニューアル	成果指標の1つであるオンラインを活用した講座は、他施設等との連携、協力を得ることで初年度で目標を達成することができた。 新たな成果指標になった延べ受講者数は、講座数が指定管理導入以降、最も多くなったにもかかわらず目標の達成には至っていない。 施設の老朽化や利用者の高齢化に伴った施設の修繕、備品の要望も少なくない。利用者アンケート等も踏まえて、引き続き適切な施設の管理・運営に努めていく。	【評価】C 【所見】 成果指標であるオンラインを活用した講座数は、指定管理者1年目にもかかわらず、目標の100講座に対し、121講座を実施し目標を達成できた。オンライン講座が増えたことにより、公民館直接来館することが難しい市民に対しても、学習の機会を提供することができた。 施設の利便性向上のため、利用者アンケートなどの反映による施設修繕や設備更新を積極的に実施した。
R6	843,851人	①施設の修繕要望 (カーテンが汚れている) ②備品の買い替え要望	①修繕の実施 (劣化したカーテンの更新) ②備品の買い替え	オンラインを活用した事業については大幅に目標を達成し、それ以外の目標も達成まで残りわずかとなっているので、より多くの市民にご利用いただけるよう広報や魅力ある講座の企画に取り組んでいく。 施設の老朽化に伴い、雨漏り、空調機器の不具合などが発生し、市民にご不便をかけているところであるが、引き続き千葉市とも情報を共有して対応をすすめていくとともに、小規模な修繕箇所については利用者の安全性、利便性を考慮して柔軟に対応をしていく。	【評価】C 【所見】 成果指標であるオンラインを活用した講座数は、172講座を実施し、昨年度実績の121講座を大幅に上回ることができた。 オンライン講座が増えたことにより、公民館に直接来館することが難しい市民に対しても、学習の機会を提供することができた。 施設の利便性向上のため、利用者アンケートなどの反映による施設修繕や設備更新を積極的に実施した。

指定管理者総合評価シート

(評価対象期間 令和5年4月1日～ 令和7年3月31日)

1 基本情報

施設名称	千葉市公民館
条例上の設置目的	千葉市公民館設置管理条例（昭和44年千葉市条例第23号） 第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （参考） 社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号） 第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。
ビジョン （施設の目的・目指すべき方向性）	地域住民の生活文化向上をめざし、市民一人ひとりが豊かな人間性を培い、心豊かなまちづくりを進め、「社会が人を育み、人が社会をつくる」という好循環を目指していく。
ミッション （施設の社会的使命や役割）	地域のニーズに対応した社会教育事業の実施や施設の貸出を行う。 社会教育施設としての機能向上はもちろんのこと、幅広い市民の多様な利用に供する地域の総合交流拠点として充実を図る。
制度導入により見込まれる効果	市民サービスの向上により、さらに多くの市民に施設を利用してもらおうという効果を見込んでいる。
指定管理者名	公益財団法人 千葉市教育振興財団
構成団体 （共同事業体の場合）	
指定期間	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日（3年）
所管課	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課

2 成果指標等の推移

(1) 主催講座の延べ受講者数（展示を除く）（成果指標1）

	R5年度	R6年度	合計
実績値	34,815人	38,863人	73,678人
数値目標※	39,000人	39,000人	78,000人
達成率	89.3 %	99.6 %	94.5 %

(2) オンラインを活用した講座数（成果指標2）

	R5年度	R6年度	平均
実績値	121講座	172講座	147講座
数値目標※	100講座	100講座	100講座
達成率	121.0 %	172.0 %	146.5 %

(3) 公民館の施設稼働率（用途・利用時間に制約が大きい調理室を除く）（成果指標3）

	R5年度	R6年度	平均
実績値	48.6 %	51.1 %	49.9 %
数値目標※	52.0 %	52.0 %	52.0 %
達成率	93.5 %	98.3 %	95.9 %

※ 数値目標は選定時に設定した数値であり、市設定の数値を上回る目標を指定管理者が設定している場合、市設定の数値は括弧書きで表している。

3 収支状況の推移

(単位：千円)

				R5年度	R6年度	合計
必須業務	収入	指定管理料	実績	1,429,191	1,452,700	2,881,891
			計画	1,429,191	1,452,700	2,881,891
		利用料金	実績			0
			計画			0
		その他	実績	6,215	6,352	12,567
			計画	7,089	7,457	14,546
		合 計	実績	1,435,406	1,459,052	2,894,458
			計画	1,436,280	1,460,157	2,896,437
		支 出	実績	1,420,826	1,453,941	2,874,767
			計画	1,436,280	1,459,390	2,895,670
収 支		実績	14,580	5,111	19,691	
自主事業	収 入	実績	0	0	0	
		計画	0	0	0	
	支 出	実績	457	355	812	
		計画	905	767	1,672	
	収 支	実績	△ 457	△ 355	△ 812	
総収入		実績	1,435,406	1,459,052	2,894,458	
総支出		実績	1,421,283	1,454,296	2,875,579	
総収支		実績	14,123	4,756	18,879	
利益の還元額		実績				
利益還元の内容						

4 管理運営状況の総合評価

評価項目	評価	評価の具体的内容・理由
1 成果指標の目標達成	C	【主催講座数】 ・受講者アンケートによりニーズを把握し、講座運営の工夫改善に努め、概ね目標の受講者数を達成した。 【オンラインを利用した講座数】 ・目標値を大きく上回る数を開催し、公民館に直接来館することが難しい市民に対しても、学習の機会を提供することができた。 【施設稼働率】 ・利用者アンケート等により幅広く利用者の意向を把握し、施設設備の機能改善に努めた。概ね目標の稼働率を達成した。
2 市の施設管理経費縮減への寄与	C	・選定時の提案額からわずかに削減されており、概ね本市で設定した水準となった。
3 市民の平等利用の確保・施設の適正管理	C	・災害発生時に罹災者を受入れを行い、滞りなく対応した。 ・公民館総合補償制度に加入し、事故発生時には、適宜案内を行った。
4 施設管理能力		
(1) 人的組織体制の充実	C	・組織体制は、提案書どおりに配置されていた。 ・社会教育主事資格取得のための助成や講習への派遣を行い、有資格者を大幅に増加させた。(R4年度：25人→R6年度末：37人) ・各種研修の実施により、職員の能力向上に努めた。新規の研修を取り入れたり、適宜研修への派遣を行うことで、職員の資質向上を図った。
(2) 施設の維持管理業務	C	・定期保守点検を着実にを行い、快適な利用環境を提供するとともに、事故の防止に努めた。 ・館内照明のLED化や修繕、備品購入を進め、館内の適切な維持管理に努めた。
5 施設の効用の発揮		
(1) 幅広い施設利用の確保	C	・講座や自習室、施設休館・再開などに関する案内をホームページにて迅速かつ速やかに提供した。また、公民館の公式Xを開設し、SNSを活用して情報発信した。
(2) 利用者サービスの充実	C	・公民館情報誌をリニューアルし、広報活動の強化に努めた。 ・連続講座を行い、職員が講座に積極的に介入することでサークル数の増加に貢献した。 ・利用者アンケートの結果や市民の声をふまえ、円滑な施設運営、管理に努めた。
(3) 施設における事業の実施	B	・生涯学習センターやさわやかちば県民プラザ等と連携したオンライン講座を実施する等、オンラインの活用を推進した。 ・図書室では、元千葉市図書館職員等による訪問指導を実施。書架の整理、配架の工夫などにより本の魅力が伝わるような図書室づくりに取り組んだ。
6 その他 (市内業者の育成、市内雇用の配慮、障害者雇用の確保、施設職員の雇用の安定化への配慮)	C	・専門的な知識が必要な場合を除き、市内業者を優先している。 ・職員の市内雇用率は約8割である。

総合評価	C
------	---

【評価の内容】

- A：事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待を大きく上回る、特に優れた管理運営が行われていた。
 B：事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待を上回る、優れた管理運営が行われていた。
 C：概ね事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待どおりに管理運営が行われていた。
 D：事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待に満たない管理運営が行われていた。
 E：事業計画書等に定める水準や市の指定管理者に対する期待に、大きく満たない管理運営が行われていた。

5 総合評価を踏まえた検討

(1) 指定管理者制度導入効果の検証

	当初の見込みを上回る効果が達成できた。
○	当初見込んでいた効果が概ね達成できた。
	当初見込んでいた効果は達成できなかった。

(上記判断の理由や具体的内容・達成できなかった場合の原因)

市が指定管理者に求める水準等に即した、良好な管理運営が行われた。

①社会教育事業
主催講座の延べ受講者数(成果指標:延べ39,000人以上/指定期間最終年度)は、令和6年度実績が38,863人となり、概ね目標を達成することができた。オンラインを活用した講座数については指定期間を通して目標値を上回っており、公民館に直接来館することが難しい市民に対しても、学習機会を積極的に提供することができた。

②図書室管理運営事業
図書館と連携しながら、各種研修や、各図書室への訪問支援を行い、職員の資質向上に努めた。また、公民館の講座や近隣の学校と連携した企画や本の紹介を行い、図書室の利用促進を図った。

③施設管理・維持管理業務
施設稼働率(成果指標:52%)は、期間を通してわずかに目標値を下回る結果となったものの、令和6年度実績が51.1%となり、平成30年度以降最も高い稼働率となった。施設の利便性向上のため、利用者からの意見なども参考に施設修繕や備品の買い替えを積極的に実施した。

(2) 指定管理者制度運用における課題・問題点

特になし

(3) 指定管理者制度継続の検討

○	指定管理者制度を継続する。
	施設管理手法の見直しを検討する。
	既に施設管理手法の見直しを決定している。

(4) 千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会の意見

市による評価は概ね妥当であると認める。
また、指定管理者の財務状況については、施設の運営に直ちに支障をきたすような特段の問題は見られないことから、概ね安定して事業を実施できるものと考えられる。
その他、次の事項を本委員会の意見とする。
ア 職員対応についての利用者からの評価は良好であり、この点は評価できる。引き続き職員の資質向上の取組みを進めていただきたい。
イ 「主な利用者意見」として、カーテン等の清掃等に関する意見があるため、引き続き備品等の適切な管理に取り組んでいただきたい。

【議案第197号】

議決事件の一部変更について

(千葉市立稲毛国際中等教育学校大規模改造工事(その2)に係る工事請負契約)

議案書 P126～128

1 提案理由

令和6年12月13日に契約を締結した「千葉市立稲毛国際中等教育学校大規模改造工事(その2)」において、資材・労務単価等の急激な変動に対応するため、工事請負契約約款におけるインフレスライド条項を適用し、契約金額を増額する。

2 変更金額

(単位:円)

変更前	変更後	増減
657,800,000	667,566,900	9,766,900

3 主な変更内容

外壁塗装、サッシカバー工法による改修、内装金属工事などの材料費及び労務費

4 今後のスケジュール

令和7年12月 本議案議決後、変更契約締結

令和8年 2月 竣工

【議案第198号】

議決事件の一部変更について
(幕張新都心若葉住宅地区小学校(仮称)新築工事に係る工事請負契約)

議案書 P129～131

1 提案理由

令和6年6月21日に契約を締結した「幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築工事」において、資材・労務単価等の急激な変動に対応するため、工事請負契約約款におけるインフレスライド条項を適用し、契約金額を増額する。

2 変更金額

(単位：円)

変更前	変更後	増減
2,935,900,000	3,026,144,000	90,244,000

＜参考＞ 年割額の変更

(単位：円)

年度	変更前	変更後	増減
R6	293,590,000	293,590,000	0
R7	2,642,310,000	2,732,554,000	90,244,000
計	2,935,900,000	3,026,144,000	90,244,000

3 主な変更内容

建具・内外装などの材料費及び労務費

4 今後のスケジュール

令和7年12月 本議案議決後、変更契約締結

令和8年 2月 竣工

【議案第199号】

議決事件の一部変更について

(幕張新都心若葉住宅地区小学校(仮称)新築電気設備工事に係る工事請負契約)

議案書 P132～134

1 提案理由

令和6年6月21日に契約を締結した「幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築電気設備工事」において、資材・労務単価等の急激な変動に対応するため、工事請負契約約款におけるインフレスライド条項を適用し、契約金額を増額する。

2 変更金額

(単位：円)

変更前	変更後	増減
382,800,000	410,179,000	27,379,000

<参考> 年割額の変更

(単位：円)

年度	変更前	変更後	増減
R6	19,140,000	19,140,000	0
R7	363,660,000	391,039,000	27,379,000
計	382,800,000	410,179,000	27,379,000

3 主な変更内容

電灯・動力設備などの材料費及び労務費

4 今後のスケジュール

令和7年12月 本議案議決後、変更契約締結

令和8年 2月 竣工